

# 素案

## 【教職員回覧用】

「子ども子育て支援新制度」施行に伴う幼保諸費用体系の変更に関して

「就学前の全ての子どもに対し公平な教育・保育を」という狙いをもとに、幼稚園・保育園の量と質の改善を目指す新制度が27年度より始まります。同時に保護者負担等諸費用の体系も変更となります。

新制度移行において、幼稚園・保育園の保護者負担が単一制度となり是正に向かうため、幼稚園側保護者の負担が軽減されていくであろうことが期待されます。また、幼保連携型認定こども園を構成する私立認定保育所は、法体系の下の教育機関へと位置づけられます(保育所や保育所型認定こども園は福祉施設)。幼稚園教育要領やカリキュラムとの、よりいっそうの連携、また、幼稚園側預かり保育児との整合など、福祉施設とは異なる形へと位置づけられていくに当たり、利用料体系も制度移行に際して変更が生じます。

(主に幼) 今回の制度改正におきましては、幼稚園の保育料も、従来の保育園のように「所得に応じた金額」へと移行します。施設は、主たる経費を委託費として行政から受け取る形となり、その他施設ごと付帯的な内容や環境規模、運営内容に応じて、別途費用が定められます。それら全ての基準となっているのが、全国の幼稚園の平均保護者負担額、年額308,400円であり、現状それを上回る地域や園は、主にその差額を元に別項目で設定することが適切であると考えることができます。

幼稚園の諸経費の算出につきましては、国が示す利用者負担の国平均基準額が年額308,400円(入園金+3年間の保育料/3)となっています。大きな変動が無いよう、当園の3年在籍費用との差の相当を諸費用として設定いたしました。これを大きく上回る保護者負担の設定が望まれるところです(各市区町村で設定)。

また、現行の保育園保護者負担金との整合性を前提として、国の定める保護者負担額を基準(上限)に、幼稚園児の保育料(1号児)が定められます。幼稚園において長期長時間の預かり保育を利用していた方は、2号認定が受けられ、保育園児と同額の保育料設定を受けることができます。

(保) 従来の私立認定保育所部分に関しましては、今後、いずれ将来、全ての子ども達の機能や環境向上を目指し、幼稚園舎改修建替計画時期を含めた調整も含め、既存幼稚園の資産を投じ、運営に関しても委ねてきた背景があります。そして、来期以降は幼稚園舎(先々の1号・2号の幼児教育棟)の改修建替計画へと進む予定です。開園からの2年間は、保育所制度からの移行措置を鑑み、保護者負担を軽減し施設負担により運営してきた経緯がありますが、新制度移行により、幼稚園児・預かり保育児・保育園児すべての園児の利用時間や利用形態に即した、一本化した要綱へと移行を進めます。

国の示す制度改革の中では、全ての子ども達への公平な教育と保育の提供を目指すも幼稚園保護者と保育園保護者に対する公費負担の是正がいまだ不十分でもあり、先立ちまして幼保の環境と内容の連携を実現する当施設においては、利用形態の見合った施設諸費を設定するほかには、現状の運営を維持することは不可能となります。例を挙げますと、当法人では、子どもの発育や味覚に関し、より良い繊細な味覚の発育を狙いに、化学調味料を限りなく使わず昆布や煮干などから出汁をとり、契約農家による食材の採用なども独自の方針として行っているのですが、1号児は外部徴収、2・3号児は行政の定める保護者負担および運営最低限度の運営費に含まれるとされてしまうと、1号児には、その内容を提供し、2・3号児はコスト的に抑えられる一般的な食材を利用した給食提供をせざるを得なくなります。そのような考え方は、食材提供のみならず、人員配置、施設環境など、全てにわたるものでもあります。

そのような、施設独自の取り組みをはじめ、幼児教育部分を受ける幼児の受け入れ、また、就労や介護ほか家庭環境の変化により長時間保育も必要となったお子様に対しても、またその逆の場合でも、公平かつ継続した教育と保育の環境提供、また、従来の保育園利用家庭に対しての幼児教育の展開など、あらゆるご家庭の子どもに対しても、より良き教育と保育の受け皿を公平公正に実現するための一連の流れの中での今回の制度改革ならびに施設内調整をご理解いただき、新たな利用料体系への移行につきまして、ご承諾お願いいたします。

なお、今回の制度改正により、新制度移行を断念し、従来の私学助成体系の下で運営される幼稚園もあります。また、従来の福祉施設としての位置付けのまま継続する保育所もあります。そして、当施設の場合、その体系の中での、教育と福祉の一体化された「新施設」の位置付けとなります。今回の制度改革では、園内のみならず、市区町村内でのニーズや負担に見合った施設間の移動も発生すると思われませんが、その場合の検討やお手続きなどはお早めにされることをお勧めいたします。

- 一般的に、幼稚園(1号児および2号児)の入園受付は10月頃より。
- 保育所(2号児および3号児)は11月頃。
- 幼稚園型認定こども園は幼稚園と同時期。
- 保育所型認定こども園や幼保連携型認定こども園の場合、1号児は幼稚園と同時期。2・3号児は保育所と同時期。